

平成 25 年 11 月 14 日

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律  
第 7 条第 1 項に規定する説明書類

- 第1 府令第 6 条第 1 項第 1 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の  
実施に関する方針の概要  
別に公表している「地域金融円滑化のための基本方針」を参照
- 第2 府令第 6 条第 1 項第 2 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の  
状況を適切に把握するための体制の概要  
別に公表している「地域金融円滑化のための基本方針」を参照
- 第3 府令第 6 条第 1 項第 3 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置に  
係る苦情相談を適切に行うための体制の概要  
別に公表している「地域金融円滑化のための基本方針」を参照
- 第4 府令第 6 条第 1 項第 4 号に規定する法第 4 条の規定に基づく措置をとった後に  
おいて、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を  
適切に行うための体制の概要  
別に公表している「地域金融円滑化のための基本方針」を参照
- 第5 法第 4 条に基づく措置の実施状況  
債務者が中小企業者である場合  
債務者が中小企業であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権  
を有する場合
- 第6 法第 5 条に基づく措置の実施状況  
債務者が住宅資金借入者である場合

以 上

中小企業者のお客様  
住宅ローンご利用のお客様

川口信用金庫

## 地域金融円滑化のための基本方針

川口信用金庫は、地域のお客様のニーズにあった金融サービスの提供を通じ、「地域経済の発展、地域の皆さまとの共存共栄」を社会的使命としております。

平成25年3月31日に中小企業者等金融円滑化法が終了しましたが、当金庫においては、同法施行以前より地元のお客様に対して必要とする資金の供給や条件変更など柔軟な支援に取り組んでおり、今後においても、その姿勢や役割は変わることはありません。

これからも地域経済の発展に向け、金融の円滑な供給、新たなる企業の育成、経営改善、コンサルティング機能の更なる発揮を図るとともに、業務の健全かつ適切な運営の確保にも配慮しながら、全力を傾注して取り組んでまいります。

### 1. 取組方針

お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のご相談、お申し出に対しては、お客様の抱えている問題を十分に理解したうえで、できる限りその解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

お客様からの経営改善に向けた取組みに対しては、経営改善計画書の策定を支援し、現状をモニタリングすることによる進捗状況の確認、助言など、本部・営業店が一体となって経営改善が図られるようなコンサルティング機能を発揮するようにきめ細かな対応を行ってまいります。

お客様からのご要望にお応えできない場合は、理由や根拠をお示しした上で、お客さまにご納得いただけるように対応してまいります。

### 2. 金融の円滑な供給に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、次のとおり必要な態勢整備を図っております。

金融円滑化に関する本部の体制については専務理事を委員長とする「金融円滑化対応委員会」を設置し、地域金融の円滑化への取組みを一層強化しております。

金融円滑化に関する営業店の体制については、中小企業金融円滑化の支援態勢として支店長を金融円滑化対応責任者、融資課長を対応担当者とする金融

円滑化相談窓口を設置し、ご相談をお受けしております。

お客様にきめ細かな経営改善支援を行うため、審査部企業支援室が定期的な企業訪問及び職員への研修、指導に取り組んでおります。

職員に対してお客様の事業内容を見極める能力（目利き力）を向上させるため、各種講座への派遣・通信講座の受講・庫内研修を実施しております。

金融円滑化の適切な対応を図るため、全ての条件変更申込について進捗状況等の管理態勢を強化し、迅速な対応を図っております。

### 3．他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、お客様から貸付条件の変更等のご相談に際し、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、関係する他の金融機関等（政府系金融機関、信用保証協会および中小企業再生支援協議会を含む）と緊密な連携を図り支援してまいります。

### 4．ご相談窓口

お客様からの事業資金・住宅ローンご返済条件の変更等に関するご相談は、現在お取引頂いている各営業店の金融円滑化相談窓口にご相談下さい。

金融円滑化相談窓口

- 事業性融資・住宅ローン共通で各営業店に設置
- ご利用時間：平日 9 時～15 時（祝祭日及び当庫休業日を除きます）
- 各営業店の所在地・電話番号は当庫ホームページの「[店舗・ATMのご案内](#)」をご覧ください。

お客様からのご返済条件の変更等に関する苦情・ご要望については、下記の金融円滑化相談窓口で承ります。

川口信用金庫 金融円滑化相談窓口

専用電話番号【0120-256-620】

\* ご利用時間は、平日 9 時～17 時（祝祭日及び当庫休業日を除きます）

- 附則
- 1．平成 22 年 1 月 28 日制定
  - 2．平成 22 年 6 月 30 日一部改正
  - 3．平成 23 年 8 月 1 日一部改正
  - 4．平成 25 年 7 月 8 日一部改正

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
〔債務者が中小企業者である場合〕

金融機関名	川口信用金庫
金融機関コード	1251
業態	信用金庫
地域	関東

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の 申込みを受けた貸付債権の額	3,636	18,306	31,313	40,316	49,448	61,346	69,547	78,801	85,959	96,463	103,780	111,091	118,990	128,318	128,328	128,904
うち、実行に係る貸付債権の額	1,117	12,461	24,726	35,384	44,298	56,176	63,118	73,169	78,145	88,574	94,066	103,901	111,341	119,159	121,118	121,693
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	52	138	447	707	776	1,048	1,118	1,642	1,836	1,848	2,126	2,195	2,583	3,185	3,185
うち、審査中の貸付債権の額	2,459	5,008	5,306	2,552	2,466	2,303	3,151	2,069	3,550	3,238	4,418	1,499	1,858	2,630	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	59	783	1,141	1,932	1,975	2,090	2,228	2,444	2,621	2,814	3,447	3,564	3,593	3,945	4,025	4,025

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者である場合)

金融機関名	川口信用金庫
金融機関コード	1251
業態	信用金庫
地域	関東

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の 申込みを受けた貸付債権の数	274	1,081	1,742	2,267	2,847	3,456	4,040	4,536	5,038	5,521	6,009	6,470	6,911	7,449	7,458	7,484
うち、実行に係る貸付債権の数	108	726	1,341	1,879	2,453	3,026	3,521	4,045	4,446	4,944	5,314	5,868	6,259	6,725	6,891	6,917
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	3	16	31	57	68	93	101	125	142	147	162	174	198	225	225
うち、審査中の貸付債権の数	160	292	276	195	168	182	220	162	218	169	261	141	171	188	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	6	60	109	162	169	180	206	228	249	266	287	299	307	338	342	342

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が住宅資金借入者である場合)

金融機関名	川口信用金庫
金融機関コード	1251
業態	信用金庫
地域	関東

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の 申込みを受けた貸付債権の額	263	934	1,379	1,905	2,208	2,716	3,047	3,306	3,466	3,603	3,714	4,012	4,252	4,589	4,589	4,589
うち、実行に係る貸付債権の額	17	498	880	1,407	1,612	1,916	2,188	2,513	2,621	2,720	2,851	3,010	3,127	3,489	3,576	3,576
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	17	17	46	75	102	102	127	202	211	249	305	305	323	323
うち、審査中の貸付債権の額	208	290	284	165	107	235	207	94	120	83	35	85	153	105	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	38	145	195	314	441	488	548	597	597	597	616	666	666	689	689	689

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が住宅資金借入者である場合)

金融機関名	川口信用金庫
金融機関コード	1251
業態	信用金庫
地域	関東

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の 申込みを受けた貸付債権の数	13	51	74	101	125	149	167	184	196	208	218	238	253	270	270	270
うち、実行に係る貸付債権の数	1	20	43	71	87	102	119	139	148	157	166	178	190	206	212	212
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	1	3	6	7	7	9	13	14	17	19	19	20	20
うち、審査中の貸付債権の数	10	20	15	9	10	14	11	6	7	6	4	7	8	7	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	11	15	20	25	27	30	32	32	32	34	36	36	38	38	38